

千葉市使用済自動車適正処理協議会要領

平成16年7月1日制定
平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成25年4月1日改正
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成29年4月1日改正
平成31年4月1日改正
令和4年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、使用済自動車等の解体施設及び解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を期するため、千葉市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第6条第1項の規定により設置した千葉市使用済自動車適正処理協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 使用済自動車等の解体施設及び解体自動車の破砕施設の設置等に係る許可に関し、周辺環境や土地利用上の規制等の立地条件及び構造等の技術的
事項
- (2) その他協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 協議会の会長は、千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課長の職にある者を、副会長は、千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長が必要と認めるときは、別表に掲げる職以外の職にある者を臨時に委員とすることが

できる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(書面による審査)

第5条 会長は、協議会の審査事項について、市の関係機関との調整の必要がなく問題の生ずるおそれのないものと認めるものについては各委員に対し、事業概要書を送付し、各委員の意見を聴くことにより協議会の審査に代えることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、産業廃棄物指導課内に置く。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

環境局	環境保全部	環境保全課長
		環境規制課長
経済農政局	農政部	農政課長
		農業経営支援課長
		農地活用推進課長
都市局	都市部	都市計画課長
	建築部	宅地課長
		建築指導課長
		建築情報相談課長
公園緑地部	緑政課長	
建設局	土木部	土木管理課長
		中央・美浜土木事務所長
		花見川・稲毛土木事務所長
		若葉土木事務所長
		緑土木事務所長
	下水道企画部	下水道営業課長
		総合治水課長
下水道施設部	下水道維持課長	
消防局	予防部	予防課長
教育委員会	学校教育部	学事課長
	生涯学習部	文化財課長
水道局		水道事業事務所長